

土地利用基本計画の変更等に係る国への協議について

平成28年10月24日
国土交通省国土政策局

○ 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)(抄)

- 土地利用基本計画の変更等に係る国土交通大臣への協議について、土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。

○ 地方分権改革有識者会議提案募集専門部会(平成28年8月5日)ご指摘事項(抜粋)

- 閣議決定や都道府県へのアンケート結果を踏まえ、制度を見直すべきではないか。
- 総合調整の重要性は認識するが、国の関与の縮減の方向で検討できないか 等

○ 都道府県の意向(平成27年11月のアンケート等)

- 都道府県の見解も様々であり、①計画書で26%、計画図で17%の都道府県が「協議が必要」と回答したこと、②協議を廃止すべきとする回答の中にも、事前の十分な調整は必要とする意見もあり、一定数の都道府県が国との十分な調整の必要性を認識。
- 協議を廃止し、事務の迅速化や負担の軽減等を求める意見が多い。
- 一方で、協議が自治体の事務負担軽減につながっているとの指摘も。

○ 土地利用基本計画制度に関する検討会とりまとめ(平成28年10月 概要)

- ①土地の有限性・公共性及び土地利用の相隣性・不可逆性から、土地利用は計画的に行う必要。
- ②総合的な観点から土地利用の調整を行う、法制上唯一の存在。
- ③土地利用基本計画は個別法に基づく諸計画に対する上位計画性を有しており、国の行政機関も、これに即して措置(※1)を講ずることが求められる(第10条)ため、土地利用について都道府県や国等を含む行政機関の一体性を確保する必要。
- ④土地利用については国固有の関心事項(安全保障上の観点、都道府県域を超えた広域的な観点等)等がある。
- ①～④より、制度面からも実態面からも、国への協議(※2)は必要。
 - (※1) 例: 土地利用規制、税制による土地利用の誘導、個別法に基づく事業の実施等。
 - (※2) 協議: 協議をする者がお互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合い、意見を交換した上で一定の事を行うこと
- 一方で、事務の効率化は喫緊の課題。

○ 対応方向

- 国への協議は存置。
- ただし、実質的な国の関与の縮減や都道府県にとって十分な事務負担軽減となるよう、①協議対象案件数の大幅な縮減や②協議に要する期間の半減等に向けた法令等の改正について検討し、年内に最終的な方向を決定する。

